

○農産物検査業務規程

(平成13年7月26日 制定)

第1章 総則

(総則)

第1条 稲敷農業協同組合（以下「本組合」という。）が行う農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程に定めるところによる。

(農産物検査の方法)

第2条 本組合が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行うものとする。

- 一 農産物検査は公平、公正、迅速に行う。
- 二 農産物検査の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第3条 本組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

- 2 本組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第2章 農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び就業時刻)

第4条 農産物検査を行う時間は、8時30分から17時とする。

休憩時間は12時から13時とする

- 2 前項の時刻は職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって、変更することができる。

(休日)

第5条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- 三 年末・年始（12月30日から1月3日まで）
- 四 その他組合長が特に必要と認めた日

- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節若しくはその他の事由によって変更することができる。

第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本組合は、国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産裸麦及び国内産大豆と国内産そばについて農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本組合は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査)

(農産物検査を行う区域)

第8条 本組合が品位等検査を行う区域は、茨城県内とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 本組合の農産物検査請求の受付場所は、別紙1のとおりとする。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員の数は、別紙2のとおりとする。

第4章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第26条1項の規程により組合長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示することにより検査実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

一 検査試料の採取業務

二 量目に係る検査における計量業務

三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の検査証明の押印業務

四 その他

(農産物検査の請求の受理)

第12条 本組合は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別紙様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、別紙の検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。

2 本組合は、農産物検査にあたっては、あらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で別途、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3 本組合は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することはできないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に通知するものとする。

4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

(品位等検査の受付の条件)

第13条 本組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、1キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条2項の品位等検査を受ける場合

二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合

2 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の（2）に規定する米穀及び麦と大豆の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

(水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米)

道府県	品 種
茨城県	萌えみのり
茨城県	はるみ
茨城県	あきだわら
茨城県	一番星
茨城県	ふくまる
茨城県	とよめき
茨城県	あさひの夢
茨城県	にじのきらめき

(普通小粒大麦)

道府県	品 種
茨城県	カシマゴール

(裸麦)

道府県	品 種
茨城県	キラリモチ

(普通大豆及び特定加工用大豆（大粒・中粒）)

道府県	品 種
茨城県	里のほほえみ

3 地域登録検査機関の登録等申請手続きマニュアル（茨城県）第1の2（5）の規定による出作の特例に係る農産物検査を行う隣接県の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）

道府県	品 種
千葉県	あきだわら
千葉県	とねのめぐみ

（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）

道府県	品 種
千葉県	マンゲツモチ

※ 千葉県の産地品種銘柄の検査は、茨城県に居住する生産者が生産した農産物に限る。

※ なお、上記事項（第2項及び第3項）を設定（変更を含む。）した場合、（速やかにホームページに掲載するとともに、）茨城県知事に報告するものとする。

（受検のための準備）

第14条 本組合は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提示（品種別作付面積等）
- 二 検査ロット構成時に必要な荷役労働力の提供等
- 三 規則第10条3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

（検査試料の採取）

第15条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

（農産物検査の業務の実施方法）

第16条 農産物検査員は、検査場所の環境が第34条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第34条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

（検査証明）

第17条 検査証明は、法第13条1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。

（農産物検査の結果の通知）

第18条 農産物検査員は、農産物検査実施後、検査結果通知票に農産物検査員認印を押印し、速やかに検査結果を請求者に通知するものとする。ただし、検査証明書を交付する場合は、検査証明書をもち、これに代えるものとする。

（帳簿の作成及び保存）

第19条 本組合は、様式6号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として保存することができるものとする。

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第20条 本組合が行う品位検査に係る検査手数料の額は、農産物の種類、量目、単位により別紙3の額とする。

(検査手数料の収納方法)

第21条 検査手数料は、販売代金と相殺して収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、現金により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第22条 本組合は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第6章 検査を行う組織

(組織)

第23条 本組合の農産物検査を行う組織は、別紙のとおりとする。

(別紙は、組織規程の業務(事業)分担表に担当課の業務を明記したものとする。)

(組合長の責任)

第24条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(組合長の権限の委譲)

第25条 組合長は、その責任において、職制規定に基づき農産物の検査実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

(農産物検査員の任命)

第26条 組合長は、本組合に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

3 組合長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第27条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

2 農産物検査員は、組合長及び職制により定められた上司の命令に従い公正かつ誠実に職務を行うものとする。

3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、組合長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

第7章 検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第28条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第29条 組合長は、農産物検査に係るすべての事務及び農産物検査委員に対する内部監査を定期的
に実施するものとする。

(J A内の監査規定による監査で対応)

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(J A内の監査規定に監査項目を設定して対応)

(不適切な行為の防止等)

第30条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに茨城県知事に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(知事又は国による調査の受け入れ)

第31条 本組合は、茨城県知事又は国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第32条 本組合は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第28条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で組合長を補佐する。

(異議申し立て、苦情及び紛争処理)

第33条 本組合は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申し立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所の点検)

第34条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

ただし、計量器については、計量法に基づく定期検査とする。

2 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に依拠して、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。
なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別紙4）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

一 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合

施設の担当部局が環境点検を定期的に行うことによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合

農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する（農産物検査用等級証印等の管理）

第 35 条 本組合は、別に定める「農産物検査用等級証印・登録検査機関名付き日付印の取扱要領」により農産物検査用等級証印（以下、「等級証印」という。）等を適切に管理することとする。

（検査証明書への登録検査機関名等の記載）

第 36 条 本組合は、検査証明書への登録検査機関名および検査証明年月日の記載に、登録検査機関名付き日付印（以下、「検査員認印」という。）を押印することにより行うことができるものとする。

2 検査証明事項を訂正する場合は、別紙 5 のとおりとする。

3 検査証明書に検査員認印を使用しない場合は、検査証明書への登録検査機関名・検査証明年月日の記載方法及び訂正方法について別に定めることとする。

（等級証印及び検査員の認印の不正使用等）

第 37 条 本組合の役職員は、等級証印及び検査員認印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

2 組合長は、前項の報告があった場合には、速やかに知事に報告する等適切な措置を講ずるとともに、知事の要請による調査等に協力するものとする。

（農産物検査結果の報告）

第 38 条 組合長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより、知事へ必要な報告を遅延なく提出するものとする。

（その他）

第 39 条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に組合長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成13年7月26日より施行する。
2. この規程の改正は、平成16年11月22日から実施し、平成16年2月1日から適用する。
3. この規定の改正は、平成17年9月22日から実施し、平成17年8月12日から適用する。
4. この規程の改正は、平成19年4月23日から実施し、平成19年4月1日から適用する。
5. この規程の改正は、平成21年5月22日から実施する。
6. この規程の改正は、平成22年5月21日から実施する。
7. この規程の改正は、平成22年7月22日から実施する。

8. この規程の改正は、平成23年7月22日から実施する。
9. この規程の改正は、平成23年8月30日から実施する。
10. この規程の改正は、平成24年6月22日から実施する。
11. この規程の改正は、平成24年9月24日から実施する。
12. この規程の改正は、平成25年5月22日から実施する。
13. この規程の改正は、平成25年7月22日から実施する。
14. この規程の改正は、平成26年9月29日から実施し、平成26年9月1日から適用する。
15. この規程の改正は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
16. この規程の改正は、平成28年5月30日から実施する。
17. この規程の改正は、平成28年6月28日に決定し、平成28年7月25日から実施する。
18. この規程の改正は、平成28年10月28日から実施する。
19. この規程の改正は、平成29年7月28日から実施する。
20. この規程の改正は、平成29年9月28日から実施する。
21. この規程の改正は、平成29年10月30日から実施する。
22. この規程の改正は、平成30年3月30日から実施する。
23. この規程の改正は、平成30年7月30日から実施する。
24. この規程の改正は、令和元年5月28日から実施する。
25. この規程の改正は、令和2年10月28日から実施する。
26. この規程の改正は、令和4年4月28日から実施する。
27. この規程の改正は、令和5年5月29日から実施する。
28. この規程の改正は、令和7年7月28日から実施する。
29. この規程の改正は、令和8年2月27日から実施する。
30. この規程の改正は、令和8年7月28日から実施する。

業務規程の第35条の要領

農産物検査用等級証印・登録検査機関名付き日付印の取扱要領

令和5年5月29日

稲敷農業協同組合

農産物検査器具機材のうち、農産物検査用等級証印（以下、「等級証印」という。）および登録検査機関名付き日付印（以下、「検査員認印」という。）については、他の器具機材と違い検査証明に使用するものであるため、不正使用・偽造防止及び検査証明の信頼性の確保を図る観点から、この要領に定めるところによるものとする。

1. 等級証印・検査員認印の管理（保管）

本組合の所有する等級証印・検査員認印は、組合長が指名する者が責任を持って管理（保管）することとする。

- (1)等級証印・検査員認印の印数を常に把握し、受払いは明確にしておくこととする。
- (2)等級証印・検査員認印は、施錠できる保管庫において保管管理を行うこととする。原則として農産物検査員が検査するとき以外は保管場所から持ち出さないこととする。
- (3)保管場所から持ち出すときは、整理簿等に記入して出し入れを明確にしておくこととする。
- (4)使用不能となった等級証印・検査員認印は、偽造防止のため組合長が責任を持って廃棄処分をする。
- (5)検査員認印を更新する場合は、偽造防止の観点から書体を変える等、更新前のものとは判別可能なものとする。
- (6) 本組合に登録した農産物検査員の検査員認印に係る登録検査機関の名称は「JA稲敷」と略称を使用し、印影を把握しておくこととし、農産物検査員個人が責任を持って管理することを基本とする。

2. 検査員認印の使用

本組合で管理する検査員認印については、農産物検査法第十三条の規定に基づく、検査証明書に使用するものとするが、次の業務については使用できるものとする。

- (1)検査請求者への検査結果通知に係る、検査結果通知票への押印
- (2)検査証明に係る年産種類等の訂正
- (3)検査請求者等から、ばら検査に係るフレコンを封印するための封印紙への検査員認印の押印を求められたとき
- (4)その他組合長が必要と認めた帳票

3. その他

この要領に定められていない事項については、組合長が指示して対処することとする。

附 則

1. この要領は、平成13年7月26日より施行する。
2. この要領は、平成17年3月30日に改正し平成17年3月22日から実施する。
3. この要領の改正は、平成19年4月23日に改正し平成19年4月1日から実施する。
4. この要領の改正は、平成21年5月22日から実施する。
5. この要領の改正は、平成22年5月21日から実施する
6. この要領の改正は、平成22年7月22日から実施する。
7. この規程の改正は、平成23年7月22日から実施する。
8. この要領の改正は、平成25年7月22日から実施する。
9. この要領の改正は、令和5年5月29日から実施する。

別紙 1

検査請求書の受付場所

稻敷農業協同組合

[illegible]

* 検査の受付場所として、各 J A の本所・支所（支店）・ C E 等施設の事務所を指定し、受検者の利便に資することとする。

別紙 2

検査場所を管轄する事務所及び検査場所・検査員数

稲敷農業協同組合

事 務 所		検 査 場 所		検査員数 (名)
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
東部支店	稲敷市上之島3221-2	上之島倉庫前	稲敷市上之島746-1	2名以上
		上須田倉庫前	稲敷市上須田472-2	2名以上
		結佐倉庫前	稲敷市結佐1704	2名以上
		幸田倉庫前	稲敷市幸田1263-5	2名以上
		稲敷カントリー前	稲敷市八千石528-1	2名以上
		稲敷低温倉庫前	稲敷市八千石528-1	2名以上
		東部テント倉庫東	稲敷市八千石528-1	2名以上
		東部テント倉庫西	稲敷市八千石528-1	2名以上
中部支店	稲敷市江戸崎甲3016-3	須賀津倉庫前	稲敷市須賀津1776-1	2名以上
		三次倉庫前	稲敷市三次1	2名以上
		村田倉庫前	稲敷市村田20-1	2名以上
		鳩崎倉庫前	稲敷市鳩崎1074	2名以上
		安中低温倉庫前	美浦村馬見山654番5	2名以上
西部支店	稲敷市中山4466-1	金江津低温倉庫前	河内町金江津7749	2名以上
		源清田倉庫前	河内町源清田1934-3	2名以上
		新利根倉庫前	稲敷市中山字堂前4465	2名以上
		太田倉庫前	稲敷市下太田73	2名以上
稲敷農業協同組合本店	稲敷市江戸崎甲3016-3	全農茨城県本部土浦連倉前	土浦市下坂田字原下1983-1	2名以上

* 検査場所毎に検査員の配置人員を記入する。

別紙3

検 査 手 数 料 額

種 類	量 目	単 位	金 額
も み	2 1 kg～4 5 kg 以下	1 包装につき	1 0 0 円
	2 0 kg 以下	1 包装につき	5 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	1, 5 8 0 円
も み (飼料用米)		1 トン当たり	1, 5 8 0 円 (ただし1 k g 以上 2 k g 以下までは3 円とする)
玄 米	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	5 0 円
	3 0 kg 以下	1 包装につき	2 5 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	7 9 0 円
玄 米 (検査のみ)	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	5 0 円
	3 0 kg 以下	1 包装につき	2 5 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	8 5 0 円
玄 米 (飼料用米)		1 トン当たり	7 9 0 円 (ただし1 k g 以上 3 k g 以下までは2 円とする)
玄 米 (飼料用米検査のみ)		1 トン当たり	8 5 0 円 (ただし1 k g 以上 3 k g 以下までは2 円とする)
小麦・大麦・裸麦	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	3 0 円
	3 0 kg 以下	1 包装につき	1 5 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	4 7 0 円
大 豆 (検査のみ含む)	3 1 kg～6 0 kg 以下	1 包装につき	4 0 円
	3 0 kg 以下	1 包装につき	2 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	6 3 0 円
そ ば (検査のみ含む)	2 3 kg～4 5 kg 以下	1 包装につき	4 0 円
	2 2. 5 kg 以下	1 包装につき	2 0 円
	上記以外のもの	1 トン当たり	6 3 0 円

検査のみ実施の場合(米、大豆、そばの持帰り)

【当年産米・大豆・そばのJA出荷が無い場合】米・大豆・そば／税込

項 目	米 (60kg)	米 (1トン)	大豆 (60kg)	そば (45kg)
書類審査代(確認作業)	1 0 0 円	1, 7 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
検査手数料	5 0 円	8 5 0 円	4 0 円	4 0 円
検査に係る経費	1 0 0 円	1, 7 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
検査場所代経費	2 5 0 円	4, 2 5 0 円	2 5 0 円	2 5 0 円
合 計	5 0 0 円	8, 5 0 0 円	4 9 0 円	4 9 0 円

検査のみ実施の場合(米、大豆、そばの持帰り)

【当年産米・大豆・そばのJA出荷が有り、別に持ち帰り検査も実施する場合】

米・大豆・そば／税込

項 目	米 (60kg)	米 (1トン)	大豆 (60kg)	そば (45kg)
検査手数料	5 0 円	8 5 0 円	4 0 円	4 0 円
検査に係る経費	1 0 0 円	1, 7 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
検査場所代経費	2 5 0 円	4, 2 5 0 円	2 5 0 円	2 5 0 円
合 計	4 0 0 円	6, 8 0 0 円	3 9 0 円	3 9 0 円

注 検査前の書類審査で銘柄検査不可となった場合でも、書類審査代として100円/60kg・45kg、1,700円/1トンを徴収することとする。

民間検査員は農産物業務規程に基づき検査を行なうものとする。

検査のみ実施の場合(飼料用米)

※米検査手数料については玄米（検査のみ）、玄米（飼料用米検査のみ）

【当年産米の JA 出荷が無い場合 】税込

項 目	玄米 30 k g 以下 1 包装につき	左記以外のもの 1 トン当たり
書類審査代(確認作業)	2 5 円	1, 7 0 0 円
検査手数料	2 5 円	8 5 0 円
検査に係る経費	5 0 円	1, 7 0 0 円
検査場所代経費	5 0 円	4, 2 5 0 円
合 計	1 5 0 円	8, 5 0 0 円

検査のみ実施の場合（飼料用米）

※米検査手数料については玄米（検査のみ）、玄米（飼料用米検査のみ）

【当年産米の JA 出荷が有り、別に持ち帰り検査も実施する場合】税込

項 目	玄米 30 k g 以下 1 包装につき	左記以外のもの 1 トン当たり
検査手数料	2 5 円	8 5 0 円
検査に係る経費	5 0 円	1, 7 0 0 円
検査場所代経費	5 0 円	4, 2 5 0 円
合 計	1 2 5 円	6, 8 0 0 円

別紙 4 (環境点検実施状況確認簿)

環境点検実施状況確認簿

検査場所:		検査場所:	
確 認 日	確 認 者	確 認 日	確 認 者

別紙5 第36条：検査証明事項の訂正方法

検査証明書			
年産 ①	種類 ①		
銘柄 ①			
正味重量規格 ② kg		等級又は 品位の測定結果	
荷造り、包装及び左記 の事項を証明する。 登録検査機関 検査証明年月日 ③			

① 種類、年産、銘柄

訂正を行う事項を抹消のうえ、検査員認印を押印し、適正な記載事項を記載する。

② 量 目

法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を行う場合であって、量目の規格に適合していない農産物を検査するときは、当該農産物の「正味重量規格」欄に記載された量目を抹消し、検査員認印を押印して適正な量目を百グラム単位で「〇〇．〇kg」と記載する。あわせて「正味重量規格」欄の「規格」の文字を抹消する。

③ 検査証明年月日（検査員認印）

誤って押印した場合は、

（ア） 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。

（イ） 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。